

## 令和6年度静岡県文化資源コンテンツ創成事業（調査、ツアー）企画運営業務委託 質問事項及び回答

No.	資料名	条項又はページ	質問内容	回答
1	仕様書	5 委託業務の内容 (2) モニターツアーの検討、実施	モニターツアー実施に関して参加者の費用負担を想定してよいか。 (例：集合場所までの交通費等の対応等)	例に示したような集合場所までの交通費・宿泊費等は、事業対象経費に含まれません。 ただし、(6) 共通事項 「イ 参加費等・参加者が負担すべき実費は委託費に含まない」としており、対象とならない経費は以下のとおりです。  「旅行保険等個人が任意で加入すべき保険、手土産代、菓子折、レセプション・パーティー・打ち上げ費、賞金・副賞・金券等、記念品（理解促進や普及のために広く一般に配布する安価な販促物を除く）、航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等。）、タクシー・ハイヤー・レンタカー代・ガソリン代（利用が最も合理的な場合を除く）、飲食に係る経費（ただし、会議等の際提供のお茶代等は可）」
2	仕様書	5 委託業務の内容 (3) ニーズ調査の結果に基づくファミトリップの実施	ファミトリップ実施に関し、各国参加エージェント様に来静いただく費用は想定してよいか。（集合場所までの交通費・宿泊費等）	No. 1の回答のとおり、対象とならない経費にご留意いただいた上で来静費用を計上願います。
3	仕様書	5 委託業務の内容 (2) モニターツアーの検討、実施	モニターツアー、ファミトリップ等で伝統芸能などの実施をした際の経費は「謝金」という項目での支払いか。	「謝金」として計上する場合は、個人又は団体に対する謝礼が対象となります。委託業務として事業者（個人事業主含む）に発注した場合は「役務費」に計上してください。
4	仕様書	5 委託業務の内容 (2) モニターツアーの検討、実施 (3) ニーズ調査の結果に基づくファミトリップの実施	各ツアーを「1泊2日」で設定した際に「運転手、添乗員、通訳案内士」の費用は必要経費として計上してよいか。 また事務局職員の経費も可能か。	「運転手、添乗員、通訳案内士」については、No. 3に記載のとおり「謝金」又は「役務費」で計上願います。 「事務局職員」の経費については、各ツアーの企画・造成費に含めてください。
5	仕様書	5 委託業務の内容 (1) ターゲット国に対するニーズ調査	ターゲット国に対する「ニーズ調査」の項目は契約後、静岡県と協議し決定する理解でよいか。	受託者側で項目案を提示していただき、県と協議後に決定することになります。
6	仕様書	5 委託業務の内容 (1) ターゲット国に対するニーズ調査	「ニーズ調査」が最低5か国以上となっていることから、モニターツアー・ファミトリップへの参加は同等の国数か。	仕様書では、「4か国程度」でお願いしています。
7	仕様書	5 委託業務の内容 (2) モニターツアーの検討、実施 (3) ニーズ調査の結果に基づくファミトリップの実施	モニターツアー・ファミトリップへの参加人数の上限はあるか。	仕様書では、「4人程度」と記載しており、特に上限は設けておりません。
8	仕様書	5 委託業務の内容 (1) ターゲット国に対するニーズ調査	「ニーズ調査」における情報発信で、静岡県における「しずおか遺産」等のデータを活用することは可能か。	「ニーズ調査」における情報発信で、「しずおか遺産」等のデータを活用することは想定していませんが、具体的な活用を確認後、検討させていただきます。
9	仕様書	5 委託業務の内容 (1) ターゲット国に対するニーズ調査	「ニーズ調査」において抽選で粗品提供は可能か。	No. 1に記載のとおり、「賞金・副賞・金券等、記念品（理解促進や普及のために広く一般に配布する安価な販促物を除く）」は対象経費とはなりませんので、自己負担の範囲で提供することは可能です。